

ファイナンス銘柄の売買に関するガイドライン

平成 20 年 6 月 20 日
東京証券取引所自主規制法人

このガイドラインは、ファイナンス銘柄について、当該ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定の期間内において売買を行う者が、相場操縦的行為等に係る規制の趣旨を踏まえて適切に売買ができるよう、相場操縦的行為等のおそれがある行為の有無の調査に関し、当法人が主に注視している行為形態等を取りまとめたものです。

なお、このガイドラインは、法令等の正式な解釈を示すものではありませんので念のため申し添えます。

1. ファイナンス銘柄の定義

このガイドラインにおいて、ファイナンス銘柄とは、時価又は時価に近い一定の価格に基づく発行価格等により、株券及び新株予約権付社債券の募集又は売出しが行われる場合、新株予約権付社債券の権利行使価格の修正が行われた場合、における当該有価証券の発行者が発行する有価証券のうち次の区分に従いそれぞれの区分に定める銘柄をいう。

株券の募集又は売出しの場合、株券
新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は権利行使価格の修正の場合、株券及び新株予約権付社債券

2. ファイナンスに係る発行価格等の定義

このガイドラインにおいて、ファイナンスに係る発行価格等とは、株券については発行価格又は売出価格、新株予約権付社債券については売出価格又は新株予約権の権利行使価格をいう。

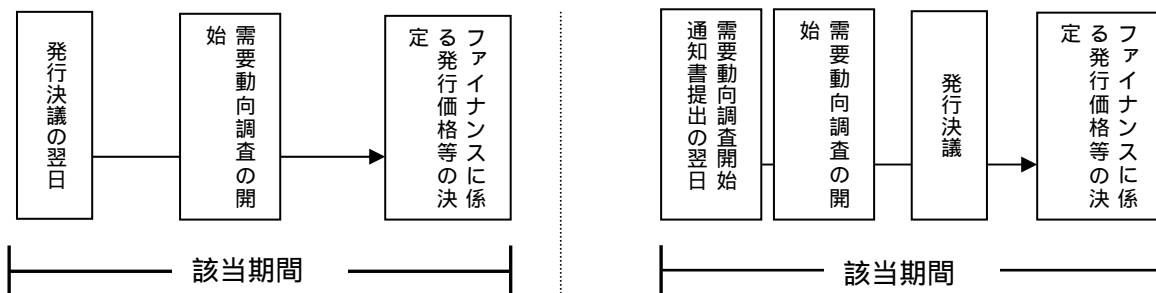
3. ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定期間の定義

このガイドラインにおいて、ファイナンスに係る価格の決定に影響のある一定の期間とは、ファイナンスの日程により次の区分に従い、それぞれの区分に定める期間をいう。

募集の場合

a 需要動向調査（ブックビルディング）が行われるとき

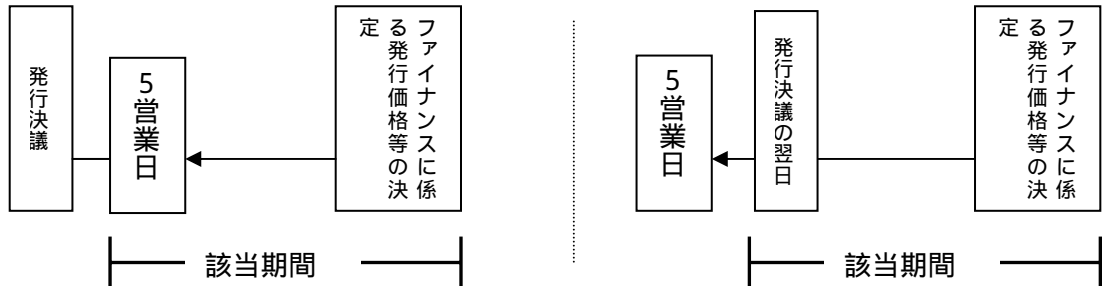
発行決議日の翌日からファイナンスに係る発行価格等の決定日までの間（ブックビルディングが発行決議日前に行われるときは、需要動向調査開始通知書提出日の翌日からファイナンスに係る発行価格等の決定日までの間）



b a以外するとき

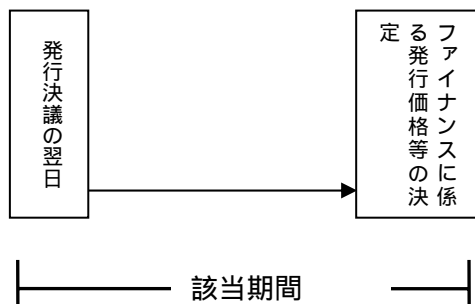
(a) ファイナンスに係る発行価格等の決定日が明らかな場合

ファイナンスに係る発行価格等の決定日の5営業日前の日から当該ファイナンスに係る発行価格等の決定日までの間(発行決議日の翌日からファイナンスに係る発行価格等の決定日までの間が5営業日未満の場合は、発行決議日の翌日からファイナンスに係る発行価格等の決定日までの間)



(b) ファイナンスに係る発行価格等の決定日が明らかでない場合

発行決議日の翌日からファイナンスに係る発行価格等の決定日までの間

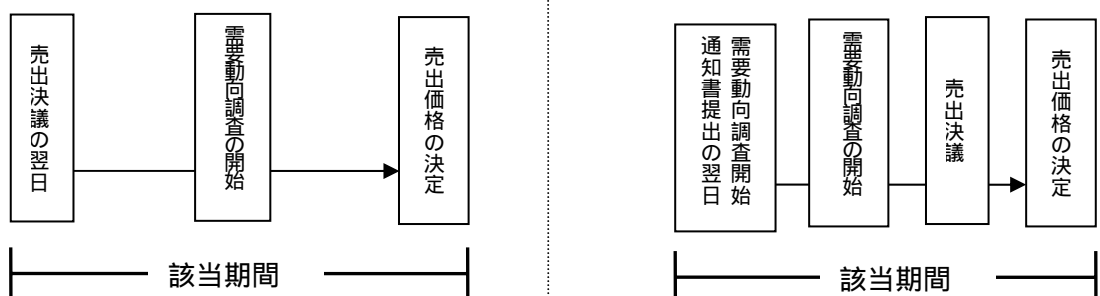


売出しの場合

a 売出決議がある場合

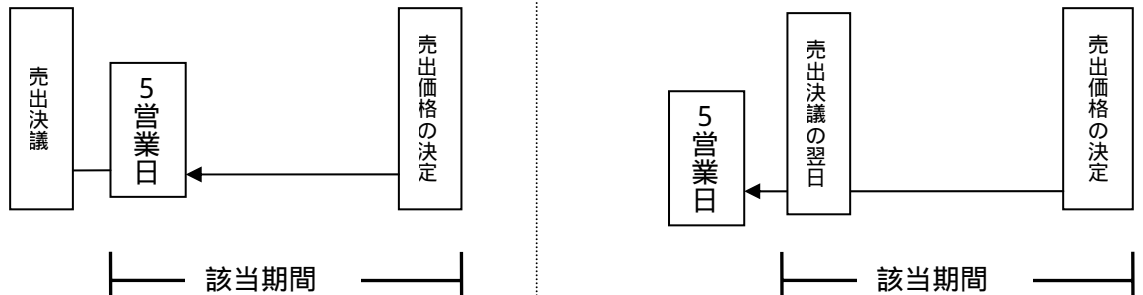
(a) 需要動向調査(ブックレディング)が行われるとき

売出決議日の翌日から売出価格決定日までの間(ブックレディングが売出決議日前に行われるときは、需要動向調査開始通知書提出日の翌日から売出価格の決定日までの間)



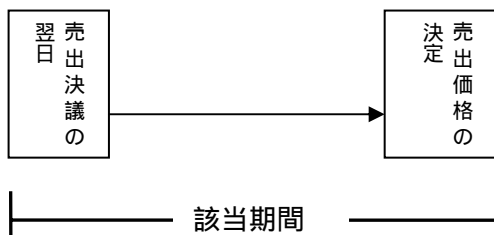
(b) (a) 以外のとき (売出価格決定日が明らかな場合)

売出価格決定日の 5 営業日前の日から当該売出価格決定日までの間 (売出決議日の翌日から売出価格決定日までの間が 5 営業日未満の場合は、売出決議日の翌日から売出価格決定日までの間)



(c) (a) 以外の場合 (売出価格決定日が明らかでない場合)

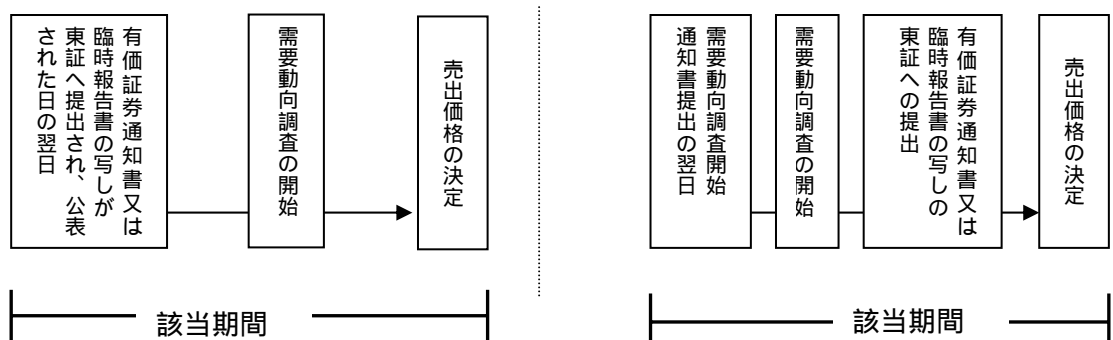
売出決議日の翌日から売出価格決定日までの間



b 売出決議がない場合

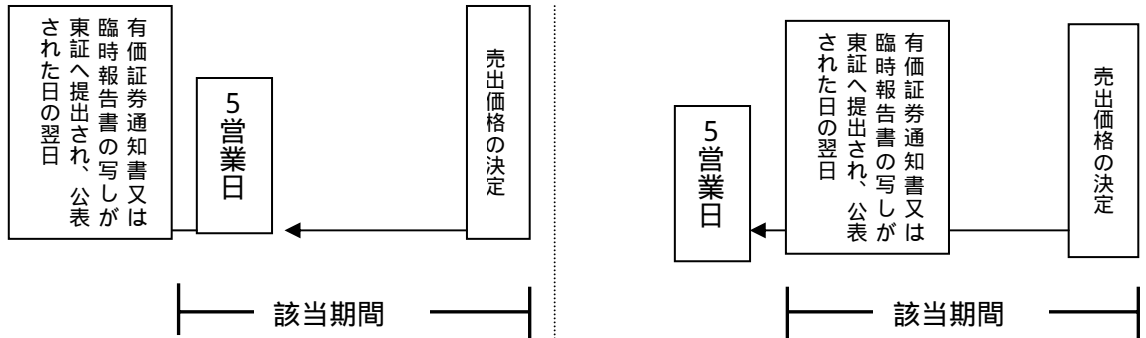
(a) 需要動向調査 (フックレディング) が行われるとき

当該売出しに係る有価証券通知書若しくは臨時報告書の写しが東証へ提出され、公表された日の翌日から売出価格決定日までの間 (フックレディングが、当該売出しに係る有価証券通知書若しくは臨時報告書の写しが東証へ提出され、公表される前のときは、フックレディング開始通知書提出日の翌日から売出価格決定日までの間)



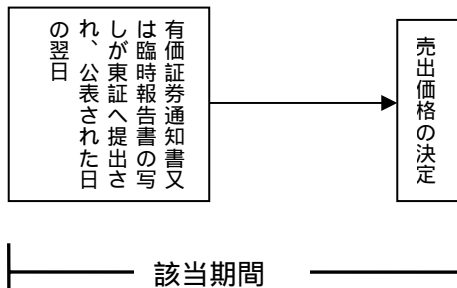
(b)(a) 以外のとき (売出価格決定日が明らかな場合)

売出価格決定日の5営業日前の日から当該売出価格決定日までの間(当該売出しに係る有価証券通知書又は臨時報告書の写しが東証へ提出され、公表された翌日から、売出価格決定日までの間が5営業日未満の場合は、当該売出しに係る有価証券通知書又は臨時報告書の写しが東証へ提出され、公表された日の翌日から、売出価格決定日までの間)



(c)(a) 以外のとき (売出価格決定日が明らかでない場合)

当該売出しに係る有価証券通知書又は臨時報告書の写しが東証へ提出され、公表された日の翌日から売出価格決定日までの間



権利行使価格の修正の場合

権利行使価格の修正に係る算定期間

4．ファイナンス銘柄の売買に関する留意点

ファイナンス銘柄については、発行会社やその関係者及び当該発行会社と元引受契約を締結している取引参加者が、自己に有利にするために当該ファイナンスの発行価格等を意図的に操作することが想定されます。こうした行為は、相場操縦的行為だけでなく、法令で金融商品取引業者の禁止行為とされている作為的相場形成に該当しかねませんので、十分ご留意ください。

5．当法人が注視する行為形態

当法人は、ファイナンス銘柄について、当該ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定の期間内において売買を行う者が、相場操縦規制等に抵触するかどうか調査する場合には、主に次の行為形態を注視しております。

なお、以下の行為形態以外の行為について違法性がないとされるものではありませんのでご留意ください。

項目	内容	備考
買上がり (売下がり)	ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定の期間内において、当該ファイナンス銘柄について直前の約定価格又は気配値段を上回る(下回る)価格での買付け(売付け)を反復継続して行っているかどうか。	
維持的形態	ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定の期間内において、当該ファイナンス銘柄について直前の約定価格の水準を買い支える(上値を押える)ような買付け(売付け)を反復継続して行っているかどうか。	
立会終了接近時における価格変動	ファイナンスに係る発行価格等の決定日の午後立会(半休日の場合は午前立会)終了前15分以内に、当該ファイナンス銘柄の売買を行い、当該売買直前の価格から3%以上変動させているかどうか。	
取引参加者の自己関与率	ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定の期間内において、当該ファイナンス銘柄について売買高の25%を超える取引参加者の自己の計算による売買があるかどうか。 ただし、当該ファイナンスに係る元引受契約を締結している取引参加者については、10%を超える自己の計算による売買があるかどうか。	取引参加者の自己の計算による売買には、当該取引参加者の親法人・子法人、関係会社の計算による売買も含む。 流動性の低い銘柄についてはそのシェアを勘案する。
会社関係者の売買関与率	ファイナンスに係る発行価格等の決定に影響のある一定の期間内において、当該ファイナンス銘柄について発行会社又は売買高の10%を超える当該ファイナンス銘柄に係る会社関係者の売買があるかどうか。	ファイナンス銘柄に係る会社関係者とは、ファイナンス銘柄の発行会社の親会社・子会社、関係会社又はそれらの役員をいう。 流動性の低い銘柄についてはそのシェアを勘案する。

6. 注視対象から除外される取引

- (1) 次の売買については、当該ガイドラインにおいて注視する対象とはしません。
株式会社東京証券取引所業務規程第41条の規定による過誤訂正等の売買
ToSTNeTでの売買
有価証券オプションの権利行使により成立する有価証券の売買
- (2) 次の売買については、有価証券の流通の円滑化を図るために必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと当法人が認める場合には、相場操縦的行為として調査する対象とはしません。
なお、次の売買については、上記4.のうちの「取引参加者の自己関与率」及び「会社関係者の売買関与率」の数値基準には含みません。
顧客の注文を執行する際に生じた過誤による売買
株券の共同買付累積投資業務に係る買付け
株式ミニ投資に係る売買
顧客の注文に応じるための立会内取引でのマーケットメイク的な売買
顧客の立会外での注文に応じるために、立会内取引であらかじめ行うポジション造成及びヘッジのための売買
顧客に売り向かった後に行うショート・カバーのための買付け
顧客に買い向かった後のポジション解消のための売付け
指数先物取引等に係る裁定取引に伴う売買
指数先物取引等のヘッジに伴う売買
有価証券店頭デリバティブ取引のヘッジに伴う売買
有価証券オプション取引に係る裁定取引に伴う売買
有価証券オプション取引のヘッジに伴う売買
新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券及び交換社債券との裁定取引に伴う売買
新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券及び交換社債券の取引のヘッジに伴う売買
あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に売買する取引であって、当該ファイナンス銘柄の売買に係る代金が当該取引に係る代金の合計額の100分の4を超えない取引に係る売買

以上